

神戸・都心～空港アクセス検討会設置要綱

平成 30 年 2 月 26 日

住宅都市局長決定

(名称)

第 1 条 検討会の名称を「神戸・都心～空港アクセス検討会」とする。

(目的)

第 2 条 三宮～空港間について、基幹公共交通としてポートライナーが運行されているが、朝ラッシュ時の混雑緩和が課題となっており、特に神戸空港に向かう航空旅客の利便性向上策が必要となっている。そこで、神戸・都心～空港間の交通体系について、関係交通事業者による情報共有および意見交換を行い、最適な交通体系などを検討、構築することを目的とする。

(構成員)

第 3 条 検討会の構成員は次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 神戸新交通株式会社
- (3) 神戸・都心～空港間における関係バス事業者
- (4) 公益社団法人 兵庫県バス協会
- (5) 前各号に掲げる者のほか、特に必要と認められる者

(オブザーバー)

第 4 条 検討会にはオブザーバーを置くことができる。

(事務局)

第 5 条 検討会の事務局を神戸市都市局計画部公共交通課に置く。

(座長の指名等)

第 6 条 都市局長が指名する座長を置く。

- 2 座長は、会の進行をつかさどる。
- 3 都市局長は、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(検討会の開催)

第 7 条 検討会の開催は、都市局長が招集するものとする。

(検討内容)

第 8 条 検討会では、以下の内容について、検討するものとする。

- (1) 神戸・都心～空港間の最適な交通体系
- (2) 都心側バス停の効果的・効率的な利用方法
- (3) 前号に掲げるもののほか、検討会の目的を達成するために必要な事項

(検討会の非公開)

第9条 検討会は、神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）第10条4号に該当するため、これを非公開とする。

(相互の協力)

第10条 構成員は、検討会の目的を達成するために、相互に協力し合うものとする。

(その他関係者)

第11条 検討会にはその他関係者を置くことができる。

(要綱の変更、疑義等)

第12条 本設置要綱の改廃、変更、その他必要な事項は都市局長が定めるものとする。

(施行の細目)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市局計画部公共交通課長が定める。

(附則)

この要綱は、平成30年2月26日より施行する。